

事業名	いわてニューファーマー支援事業(農業次世代人材投資事業) 準備型
事業主体	公益社団法人岩手県農業公社
対象者・支援内容	<p>県が認める岩手県立農業大学校等の研修機関等で研修を受ける就農希望者に最長2年間、年間最大150万円を交付します。</p> <p>1 主な交付要件等</p> <p>(1) 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと。 親元就農を目指す者については、研修終了後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること。</p> <p>(3) 県が認めた研修機関等(令和元年度は岩手県立農業大学校)で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること。</p> <p>(4) 常勤の雇用契約を締結していないこと。</p> <p>(5) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。</p> <p>(6) 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること。</p> <p>2 支援内容</p> <p>(1) 交付金額及び交付期間 年間最大150万円を最長2年間交付 ※ 交付対象者の特例:国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョン(就農後)との関連性が認められて、海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する。</p> <p>(2) 返還となる場合の例</p> <p>① 適切な研修を行っていない場合(交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合)</p> <p>② 研修終了後※1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合 ※ 準備型の交付を受けた研修の終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後</p> <p>③ 交付期間の1.5倍(海外研修を実施した者は5年間)又は2年間のいずれか長い期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合</p> <p>④ 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合</p> <p>⑤ 独立・自営就農者について、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかった場合</p> <p>⑥ 海外研修を実施した者が就農後5年以内に海外研修の要件とした農業経営を実現できなかった場合</p> <p>⑦ 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で研修終了後の報告を行わなかった場合</p> <p>⑧ 虚偽の申請を行った場合</p> <p>3 農業次世代人材投資事業の詳細 農林水産省ウェブページをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html</p>
問合せ先	<p>〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5656 FAX 019-629-5664</p>

事業名	いわてニューファーマー支援事業(農業次世代人材投資事業) 経営開始型
事業主体	各市町村
対象者・支援内容	<p>次世代を担う農業者となることを目指す就農直後の新規就農者に最長5年間、年間最大150万円を交付します。</p> <p>1 主な交付要件等</p> <p>(1) 独立・自営就農時年齢が原則50歳未満の認定新規就農者で次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 独立・自営就農であること (親元就農する場合であっても、以下の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となる) 自ら作成した青年等就農計画等に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には以下の要件を満たすもの</p> <p>① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。</p> <p>(3) 独立・自営就農5年後には農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること (4) 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)を追うと市町村長に認められること (5) 市町村が作成する地域農業マスタープランに中心となる経営体として位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること (6) 園芸共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること (7) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと (8) 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること</p> <p>2 支援内容</p> <p>(1) 交付金額 ・ 経営開始初年度は年間150万円を交付 ・ 経営開始2年目以降は350万円から前年の総所得を減じた額に3/5を乗じて得た額を交付(ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付) ※ 交付対象者の特例</p> <p>① 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより経営者であることが明確な場合)は夫婦合わせて1.5人分を交付する ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。 ・ 早期に経営を確立し、事業を卒業する者に対し、さらなる経営発展に繋がる取組を支援(経営発展支援金)</p> <p>(2) 交付停止となる場合の例</p> <p>① 資金を除く本人の前年の所得が350万円を超えた場合 ② 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合 ③ 交付3年目を迎える時点で行われる中間評価において、重点的な指導を実施しても経営の改善が見込みがたいと判断された場合</p> <p>(3) 返還となる場合の例</p> <p>① 交付期間の終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合 ② 虚偽の申請を行った場合</p> <p>3 農業次世代人材投資事業の詳細 農林水産省ウェブサイトをご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html</p>
問合せ先	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県農林水産部 農業普及技術課 普及担当 TEL 019-629-5656 FAX 019-629-5664